

雇用保険の受給を希望される方はご確認ください

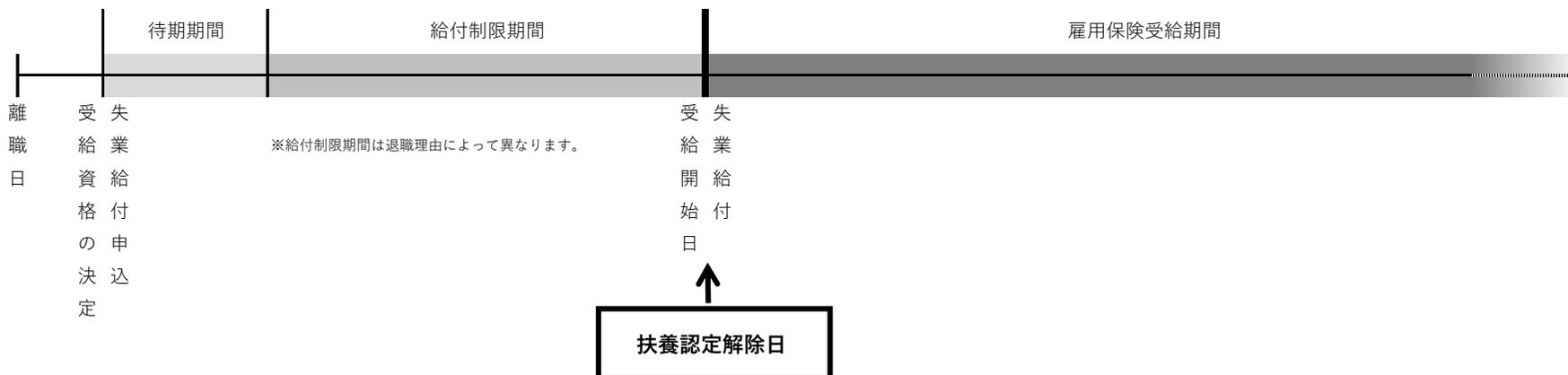
健康保険では、雇用保険の失業給付を受給される場合、基本手当日額が一定額以上で被扶養者に該当しなくなります。雇用保険の基本手当日額が下記の金額以上の場合は、被扶養者異動届（減）を記入し、雇用保険受給資格者証の写しと資格確認書（持っている場合は）添付のうえ、提出をお願いいたします。

尚、「被扶養者に該当しなくなる基本手当日額」と「認定解除日」は下記のとおりです。

【被扶養者に該当しなくなる雇用保険の基本手当日額】

60歳未満の方	基本手当日額 3,612円以上
60歳以上の方	基本手当日額 5,000円以上

【認定解除日】 雇用保険受給資格者証に記載されている給付制限期間が終了した翌日の雇用保険の支給開始日からとなります。



※基本手当日額が上記の金額未満の方でも、基本手当日額×30日の金額が被保険者の月額収入の2分の1以上であると判断された場合は認定解除となる場合があります。